

K 様

相続対策設計書

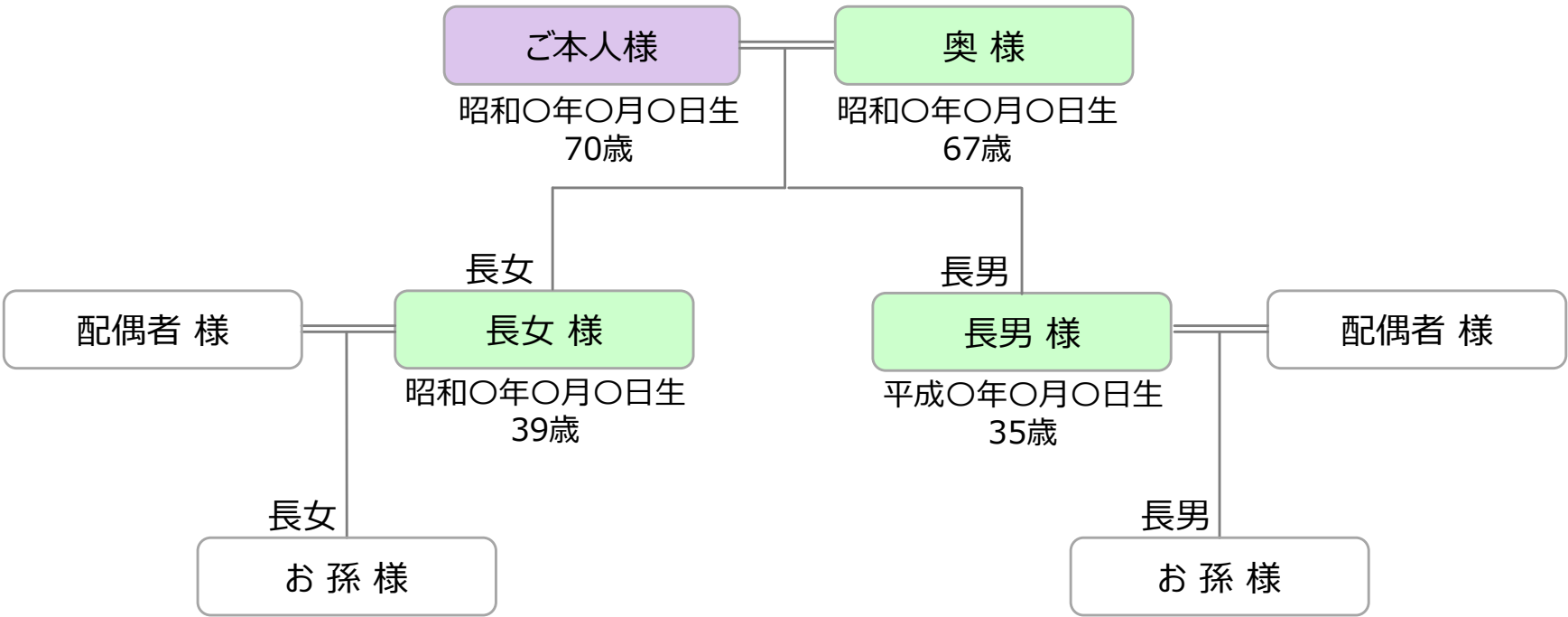
2026年〇月〇〇日

発行者 ○○○○税理士事務所・いわま相続不動産コンサルティング

親族図

年齢の基準日：令和〇年〇月〇日

ご本人様 現時点の法定相続人様



CASE1 K様 推定相続人及び相続税概算（現時点）

推定相続人			相続税の概算	
氏 名	続 柄	法定相続割合	内 訳	金 額
奥 様	配偶者	1 / 2	資産合計	488,681,365 円
長女 様	長女	1 / 4	負債等合計	▲ 72,036,191 円
長男 様	長男	1 / 4	財産合計	416,645,174 円
			小規模宅地等の減額※1	▲ 50,160,000 円
			死亡保険金の非課税金額	▲ 13,700,745 円
			課税価額	352,783,000 円
			基礎控除額	▲ 48,000,000 円
			課税遺産総額	304,783,000 円
			相続税の総額	75,673,400 円

※1 ①ご自宅を奥様が相続したものと、評価減を行いました。

K様 相続の問題点と対策案

● 節税対策

・ 預貯金の生前贈与

お孫様に、生前贈与を行うことをお勧め致します。

一般税率 … 特例税率の対象者以外、例えば本人から、18歳未満の孫や、子の配偶者への贈与

① 贈与金額 (課税価格)	② 基礎控除後の 課税価格 ① - 110万円	③ 一般 税率	④ 控除額	⑤ 贈与税額 ② × ③ - ④	⑥ 実効 税率 ⑤ / ①	⑦ 相続税 適用税率	⑧ 減少する 相続税額 ① × ⑦	⑨ 節税 効果 ⑤ + ⑧
1,100,000	0	10%	0	0	0.0%	35%	▲385,000	▲385,000
2,100,000	1,000,000	10%	0	100,000	4.8%		▲735,000	▲635,000
3,100,000	2,000,000	10%	0	200,000	6.5%		▲1,085,000	▲885,000
4,100,000	3,000,000	15%	100,000	350,000	8.5%		▲1,435,000	▲1,085,000
5,100,000	4,000,000	20%	250,000	550,000	10.8%		▲1,785,000	▲1,235,000
6,100,000	5,000,000	30%	650,000	850,000	13.9%		▲2,135,000	▲1,285,000
7,100,000	6,000,000	30%	650,000	1,150,000	16.2%		▲2,485,000	▲1,335,000

相続人（相続により財産を取得する人）以外への贈与は、相続開始前7年以内の贈与であっても、相続税の対象にはなりません。

【贈与例】

2人のお孫様に、毎年、各310万円を贈与されるのはいかがでしょうか。

10年継続した場合

毎年▲885,000円×2人×10年 = ▲17,700,000円の節税が期待できます。

（毎年、贈与税申告及び納税が必要になります。）